

第1回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年1月25日 午後4時から
- 2 開催場所 由仁町役場3階大会議室
- 3 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（使用貸借3件）
 - 日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分1件）
 - 日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権移転3件、賃貸借5件）
 - 日程第6 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

4 出席
委員

1番 本間俊明	2番 高嶋雅彦	3番 中道雅彦
4番 川端敦	5番 杉本道哉	6番 上野祐司
7番 鷺見幸生	8番 森長正徳	9番 橋口善一郎
10番 松田一博	11番 北川正則	12番 西田勝敏
13番 田中昭一	14番 川崎浩樹	15番 佐藤弘之

5 事務局
説明員

局長 青木祐次 主査 高山亮一

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしく願います。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和5年第1回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、上野会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしく願います。

議長 本日招集いたしました令和5年由仁町農業委員会第1回総
会の出席者は15名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第1回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定
により私から指名いたします。
10番 松田委員、11番 北川委員を指名いたしますが、ご
異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、
ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』

 農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

 内容については、高山主査から説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 (内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。

 本件は、使用貸借3件であります。

 農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「農地面積が下限面積(2ha)以上であること」、「地域に調和すること」という各要件を満たしていなければなりません。全ての要件を満たしているものと判断されます。

 それでは議案2ページをお開きください。

 1番ですが、土地の所在は古川132-1から146の1筆の田と6筆の畑で、合計面積は31,036㎡です。

 貸主は、古川自治区の■■■■氏、借主で後継者である■■■■氏へ使用貸借するものです。契約期間は20年間です。

 2番ですが、土地の所在は伏見222から東三川2916の1筆の田と7筆の畑で、合計面積は117,562㎡です。

 貸主は、東三川自治区の■■■■氏、借主で後継者である■■■■氏へ使用貸借するものです。契約期間は20年間です。

 3番ですが、土地の所在は山榑397-1から1257の10筆の田と4筆の畑で、合計面積は217,212㎡です。

 貸主は、山榑自治区の■■■■氏、借主で後継者である■■■■氏へ使用貸借するものです。契約期間は20年間です。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

（議案朗読）

局長 議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』
農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。
内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（内容説明）

主査 議案第2号について、ご説明いたします。
議案の4ページをお開きください。
本件は、耕地改良及び砂利採取並びに運搬路に伴う一時転用申請であります。
申請者は、土地所有者である川端自治区の[]で、
事業実施者は、長沼町宇幌内の[]です。

事業実施場所につきましては、川端 2022 から 2026 の 2 筆の田と 3 筆の畑で、転用面積は 24,928 m²です。

転用期間は、令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 28 日までです。

立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の 1 ページ、2 ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の 5 ページをお開きください。

右上の航空写真図になりますが、国道 274 号線沿いにある川端地区で、申請地と白線で囲まれた農地です。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、西田部会長から報告をいただきます。

各委員 本件については、1 月 19 日農地部会を書面開催し、審査を行った結果、部会として許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 2 号については、当農業委員会として可として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

■氏、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。
なお、事業参加者は同じく東三川自治区の■■■■氏です。

2番と3番につきましては、1月17日に開催されたあっせん会において所有権移転が決定された売買でございます。

2番ですが、土地の所在は山形240から261の3筆の田で、合計面積は12,998㎡です。

売買価格は■■■■円で、単価は、10aあたり■■■千円でございます。

譲渡人は、栗山町字富士の■■■■氏、譲受人は、同じく栗山町字富士の■■■■です。

農地の所在を説明しますので、議案資料3ページをお開きください。

農地は栗山町との境界にあるあっせん申出地①から③と白線で囲まれている農地でございます。

議案7ページをお開きください。

3番ですが、土地の所在は山楸1205から1218の3筆の田で、合計面積は24,558㎡です。

売買価格は■■■■円で、単価は、10aあたり■■■千円でございます。

譲渡人は、札幌市西区の■■■■氏、譲受人は、岩内自治区の■■■■氏です。

農地の所在を説明しますので、議案資料4ページをお開きください。

農地は■■■氏の住宅西側にある、あっせん申出地①から③と白線で囲まれている農地でございます。

議案8ページをお開きください。

4番以降については、賃貸借の案件です。

4番につきましては、先月の総会で決定しました経営移譲に伴い、公益財団法人北海道農業公社と賃貸借していた農地について、後継者に利用権を移転するものです。

土地の所在は西三川273、274の2筆の田で、合計面積は22,519㎡です。

賃貸借期間は、令和5年8月30日までで、賃貸借料は、年間■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、利用権の移転を受ける

新たな借主は、中三川自治区の■■■■氏です。

5番ですが、土地の所在は、山榊 1159 から本三川 225 までの2筆の田と1筆の畑で、合計面積は5,428 m²です。

賃貸借期間は、令和12年11月30日までの8年間で、賃貸借料は、田が10a当たり■■■■円、畑が10a当たり■■■■円、年間■■■■円です。

貸主は、本三川自治区の■■■■氏、借主は、同じく本三川自治区の■■■■氏で、更新の案件です。

6番ですが、土地の所在は、西三川 510-3、517-1 の2筆の畑で、合計面積は19,656 m²です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10a当たり■■■■円、年間■■■■円です。

貸主は、西三川自治区の■■■■氏、借主は、同じく西三川自治区の■■■■氏で、更新の案件です。

7番ですが、土地の所在は、西三川 561 から 569 の3筆の畑で、合計面積は32,508 m²です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10a当たり■■■■円、年間■■■■円です。

貸主は、西三川自治区の■■■■氏、借主は、同じく西三川自治区の■■■■氏で、更新の案件です。

8番ですが、土地の所在は、西三川 654-1 の1筆の畑で、面積は3,684 m²です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10a当たり■■■■円、年間■■■■円です。

貸主は、札幌市北区の■■■■氏、借主は、西三川自治区の■■■■氏で、更新の案件です。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 議案第3号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第3号については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 次に、日程第6、議案第4号『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第4号『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について』

由仁町農業委員会は、農地制度の適正執行等、公正・公平な職務遂行について、法令遵守の徹底を図るため、次のとおり決議するものでございます。

(内容説明)

局長 農地転用に係る収賄や虚偽の申請等を行う農業委員の不祥事が令和元年に連続して発生しまして、同年に開催されました全国農業委員会会長代表者集会におきまして、農業委員会の委員等の綱紀粛正に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されましたことから、全国の農業委員会においても法令遵守の申し合わせの決議を毎年度1回以上行うこととなったものです。

決議内容について、読み上げます。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、次の事項について、ここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和5年1月25日 由仁町農業委員会
以上になります。

ただ今、読み上げました決議内容にご賛同いただき、今後の農業委員会活動を行っていくうえで、由仁町農業委員会として法令遵守の徹底を図っていくものといたします。

決議についてよろしくお願いします。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 議案第4号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第4号については、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の内容にご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第4号については、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議のとおり皆様、法令遵守を徹底するようよろしくお願いいたします。

議長

おはかりいたします。

本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員

ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間ノ6時30分)

議事録署名委員

10番 松田 一博



11番 北川 正則

